

平成 31 年度（2019 年度）外国人観光客（インバウンド）誘客推進事業委託業務
企画提案者審査委員会設置要領

（設置）

第 1 条 平成 31 年度（2019 年度）外国人観光客（インバウンド）誘客推進事業委託業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、平成 31 年度（2019 年度）外国人観光客（インバウンド）誘客推進事業委託業務 企画提案者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審査事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）プロポーザル実施要領の承認に関する事
- （2）企画提案等の審査及び候補者の決定に関する事
- （3）その他必要な事項に関する事

（組織）

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、佐久市経済部長をもって充て、副委員長は、佐久市観光課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

佐久地域振興局商工観光課長	1 名
松本空港国際化特別顧問	1 名
佐久市観光協会長	1 名
佐久市企画課長	1 名
佐久市移住交流推進課長	1 名

4 委員長、副委員長及び委員は、市長が任命し、または委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、任命または委嘱の日から企画提案の審査終了日までとする。

（委員長等）

第 5 条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、佐久市 経済部 観光課 が行う。

（補則）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、2019 年 4 月 19 日から施行する。